

報告第 13 号

専決処分「北丘小学校仮設校舎建設工事の請負契約金額の変更」の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第 2 項の規定により報告する。

平成 27 年 11 月 9 日提出

南風原町長 城 間 俊 安

記

1 専決処分事項

北丘小学校仮設校舎建設工事の請負契約金額の変更について

2 専決処分した理由

議会の議決を経た工事請負契約について契約金額の 400 万円以内の変更決定に関する事項

## 専決処分について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されているので下記のとおり専決処分する。

平成 27 年 10 月 13 日

南風原町長 城 間 俊



### 1 専決処分事項 北丘小学校仮設校舎建設工事の請負契約金額の変更について

#### (1) 変更事項

変更前契約額	¥ 96, 597, 360-
増額金額	¥ 2, 924, 640-
変更後契約額	¥ 99, 522, 000-

#### (2) 契約の相手

住所	沖縄県嘉手納町字水釜
商号	大永建設工業株式会社
氏名	代表取締役 大城 次男

### 2 変更した理由

平成 27 年度の 3 工区改造工事は当初 9 月工事完了予定で仮設校舎のリース期間を設定しておりました。しかし、7 月に補助金交付決定となり、その後の工事発注で大規模改造工事完了予定が 12 月末となったために、仮設校舎のリース期間の変更が生じたためです。